

告 示

埼玉県告示第千百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

新井ビル

埼玉県川口市戸塚三丁目三十六番二号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社コモディイダ 代表取締役 松澤志一

東京都北区滝野川七丁目二十七番十四号

荻原明

埼玉県川口市大字木曾呂四百六十七番地の十四

密良子

埼玉県川口市北原台一丁目二十六番地二十二

新井有

埼玉県川口市戸塚三丁目三十七番八号

（変更後）株式会社コモディイダ 代表取締役 松澤志一

東京都北区滝野川七丁目二十三番一号

荻原明

埼玉県川口市大字木曾呂四百六十七番地の十四

鈴木泉

川口市戸塚鉄町三十五 一 百一

三菱文具株式会社 代表取締役 池田博志

東京都墨田区横網二丁目七番五号

八 変更年月日

平成二十四年九月一日外

二 届出年月日

平成二十五年七月二十四日

二 縦覧期間

平成二十五年八月六日から平成二十五年十二月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月六日から平成二十五年十二月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課